

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：有限会社アサヒ
  - (2) 代表者職氏名：取締役 青野 浩二
  - (3) 所在地：香川県高松市寺井町 197 番地 1
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）  
令和3年10月14日認定「認2110001279」「認2110001280」「認2110001281」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和5年4月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社阿部建設
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 阿部 時男
- (3) 所在地：北海道石狩郡新篠津村第 37 線南 1 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（13 件）

令和元年 7 月 29 日認定 「認1901002844」 「認1901002845」 「認1901002846」  
「認1901002847」

令和 2 年 3 月 27 日認定 「認1901012211」 「認1901012212」 「認1901012213」  
「認1901012214」 「認1901012215」 「認1901012216」

令和 3 年 12 月 24 日認定 「認2101003806」 「認2101003807」 「認2101003809」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 4 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：クリーン環境開発有限会社
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 二見 智恵
  - (3) 所在地：宮崎県都城市菖蒲原町 16 号 4 番地
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2 件）

平成31年 3 月 6 日認定「認1813013024」  
令和 2 年 3 月 11 日認定「認1913012004」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 5 年 4 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：有限会社サイキマニファクチャリング
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 妹尾 正道
  - (3) 所在地：岡山県井原市木之子町 2591 番地の 1
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

平成30年11月22日認定「認1809022022」「認1809022023」「認1809022024」  
令和 2 年 2 月 28 日認定「認1909023752」「認1909023753」「認1909023754」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 5 年 4 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：合同会社サンエイ建装
  - (2) 代表者職氏名：代表社員 三澤 青龍
  - (3) 所在地：埼玉県草加市旭町一丁目 3 番 6 - 203 号
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4 件）  
令和元年 9 月 11 日認定「認1904021941」「認1904021942」  
令和 2 年 8 月 28 日認定「認2004017318」「認2004017319」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 5 年 4 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：有限会社四島組
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 市来 淳史
  - (3) 所在地：福岡県福岡市東区塩浜一丁目 1747 番地 1
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）  
令和2年12月18日認定「認 2012011272」「認 2012011273」「認 2012011274」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和5年4月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：株式会社大門牧場
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 大門 貴幸
  - (3) 所在地：北海道野付郡別海町西春別 409 番地 26
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

平成31年1月30日認定「認1801005776」「認1801005777」  
令和2年5月22日認定「認2001001130」「認2001001131」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第16条第1項第5号の規定に基づき、令和5年4月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
外国人技能実習機構の職員に対し虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第16条第1項第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

## 【技能実習計画の認定の取消しの内容】

## 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社つくば鶏
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 松井 次郎
- (2) 所在地：千葉県船橋市高瀬町 6 番

## 2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (141 件)

平成29年12月26日認定 「認1704002165」 「認1704002166」 「認1704002167」  
「認1704002168」 「認1704002169」 「認1704002170」

平成30年 2 月20日認定 「認1704001217」 「認1704001219」 「認1704001220」  
「認1704001221」 「認1704001222」

同年 7 月13日認定 「認1804012896」 「認1804012897」 「認1804012898」  
「認1804012899」

同年12月18日認定 「認1804068424」 「認1804068425」 「認1804068426」  
「認1804068427」 「認1804068428」 「認1804068429」

平成31年 2 月19日認定 「認1804074154」 「認1804074155」 「認1804074156」  
「認1804074157」 「認1804074158」 「認1804074159」

令和元年 6 月14日認定 「認1904015632」 「認1904015633」 「認1904015634」  
「認1904015635」

同年 7 月 3 日認定 「認1904019787」 「認1904019788」 「認1904019789」

同年12月 2 日認定 「認1904062391」 「認1904062392」 「認1904062393」  
「認1904062394」 「認1904062395」 「認1904062396」  
「認1904062397」 「認1904062398」 「認1904062399」  
「認1904062400」 「認1904062401」 「認1904062402」  
「認1904062403」 「認1904062404」 「認1904062405」  
「認1904062406」 「認1904062407」 「認1904062408」  
「認1904062409」 「認1904062410」 「認1904062411」  
「認1904062412」

同年12月 3 日認定 「認1904062384」 「認1904062385」 「認1904062386」  
「認1904062387」 「認1904062388」 「認1904062389」

同年12月18日認定 「認1904066820」 「認1904066821」 「認1904066822」  
「認1904066823」 「認1904066824」

令和 2 年 1 月17日認定 「認1904075943」 「認1904075944」 「認1904075945」  
「認1904075946」 「認1904075947」 「認1904075948」

同年 1 月29日認定 「認1904078667」

同年 1 月31日認定 「認1904076747」 「認1904076748」 「認1904076749」  
「認1904076750」 「認1904076751」 「認1904076752」

同年 2 月 5 日認定 「認1904079308」 「認1904079309」 「認1904079310」



「認1904079311」 「認1904079312」 「認1904079313」  
同年 3 月 2 日 認定 「認1904087143」 「認1904087144」 「認1904087145」  
同年 5 月 15 日 認定 「認2004004150」 「認2004004151」 「認2004004152」  
「認2004004153」 「認2004004154」 「認2004004155」  
「認2004004156」 「認2004004157」 「認2004004158」  
同年 7 月 7 日 認定 「認2004018819」 「認2004018820」 「認2004018821」  
「認2004018822」  
同年 10 月 13 日 認定 「認2004037478」 「認2004037479」  
同年 11 月 4 日 認定 「認2004042798」 「認2004042799」 「認2004042800」  
「認2004042801」 「認2004042802」 「認2004042803」  
同年 11 月 11 日 認定 「認2004039288」 「認2004039289」 「認2004039290」  
「認2004039291」 「認2004039292」 「認2004039293」  
令和 3 年 3 月 24 日 認定 「認2004063599」  
同年 6 月 3 日 認定 「認2104004283」  
同年 6 月 28 日 認定 「認2104006930」 「認2104006931」 「認2104006932」  
「認2104006933」  
同年 10 月 13 日 認定 「認2104022859」 「認2104022860」  
同年 11 月 11 日 認定 「認2104016580」 「認2104016581」 「認2104016582」  
「認2104016583」 「認2104016584」  
同年 12 月 10 日 認定 「認2104022658」 「認2104022659」 「認2104022660」  
「認2104022661」 「認2104022662」 「認2104022663」  
「認2104033681」 「認2104033682」 「認2104033683」  
「認2104033684」 「認2104033685」  
令和 4 年 6 月 27 日 認定 「認2204008859」

### 3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 4 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

### 4 処分等理由

労働安全衛生法違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号(技能実習法第 10 条第 9 号)及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社トニーズ・ファーム
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 井出 法雄
- (3) 所在地：長野県南佐久郡北相木村 3390 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（15 件）

- 平成30年 1 月19日認定 「認1705000348」  
同年 9 月19日認定 「認1805005136」 「認1805005137」  
同年11月 9 日認定 「認1805006221」  
令和元年 5 月29日認定 「認1905000542」 「認1905000543」  
同年10月 8 日認定 「認1905004794」  
同年10月18日認定 「認1905004345」  
同年10月30日認定 「認1905004612」 「認1905004613」  
令和 2 年 1 月14日認定 「認1905007748」 「認1905007749」  
同年11月 4 日認定 「認2005003944」  
同年12月17日認定 「認2005004993」  
令和 3 年12月10日認定 「認2105002423」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 5 年 4 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の金銭その他の財産を管理したと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 9 条第 2 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

## 【技能実習計画の認定の取消しの内容】

## 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社丸和製作所
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 寺田 謙継
- (3) 所在地：大阪府大阪市平野区平野西四丁目 1 番 11 号

## 2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (111 件)

平成30年 5月 7日認定 「認1708011098」 「認1708011099」 「認1708011100」  
「認1708011101」 「認1708011102」 「認1708011103」  
同年 7月 26日認定 「認1808015134」 「認1808015135」 「認1808015136」  
「認1808015137」 「認1808015138」  
同年 9月 14日認定 「認1808015158」 「認1808015159」 「認1808015160」  
「認1808015161」 「認1808015162」  
同年10月 9日認定 「認1808024770」 「認1808024771」 「認1808024772」  
同年10月 25日認定 「認1808024554」 「認1808024555」 「認1808024556」  
「認1808024557」 「認1808024558」  
同年11月 8日認定 「認1808024773」 「認1808024774」  
平成31年 4月 22日認定 「認1808045495」 「認1808045496」 「認1808045497」  
「認1808045498」 「認1808045499」 「認1808045500」  
「認1808045501」 「認1808045502」  
令和元年 5月 10日認定 「認1908001590」 「認1908001591」 「認1908001592」  
「認1908001593」  
同年 7月 22日認定 「認1908013491」 「認1908013492」 「認1908013493」  
「認1908013494」 「認1908013495」  
同年 9月 9日認定 「認1908020833」 「認1908020834」 「認1908020835」  
「認1908020836」 「認1908020837」  
同年10月 11日認定 「認1908023396」 「認1908023397」 「認1908023398」  
同年10月 24日認定 「認1908023392」 「認1908023393」 「認1908023394」  
「認1908023395」  
同年10月 30日認定 「認1908024942」 「認1908024943」 「認1908024944」  
「認1908025687」 「認1908025688」 「認1908025689」  
「認1908026513」  
令和 2年 2月 12日認定 「認1908040866」 「認1908040867」 「認1908040868」  
同年 2月 14日認定 「認1908038249」 「認1908038250」 「認1908038251」  
同年 5月 26日認定 「認2008003477」 「認2008003478」 「認2008003479」  
「認2008003480」 「認2008003481」  
同年 8月 11日認定 「認2008011545」 「認2008011546」 「認2008011547」  
同年 8月 13日認定 「認2008012197」 「認2008012198」

同年11月18日認定「認2008021396」「認2008021397」  
同年12月2日認定「認2008024389」「認2008024390」「認2008024391」  
令和3年3月11日認定「認2008030769」「認2008030770」「認2008030771」  
「認2008030772」「認2008030773」  
同年4月2日認定「変認2008001476」「変認2008001477」「変認2008001478」  
「変認2008001479」「変認2008001480」「変認2008001481」  
「変認2008001482」「変認2008001483」「変認2008001484」  
「変認2008001485」「変認2008001486」「変認2008001487」  
「変認2008001488」「変認2008001489」「変認2008001490」  
「変認2008001491」「変認2008001492」「変認2008001493」  
「変認2008001494」「変認2008001495」「変認2008001496」  
同年10月25日認定「認2108012017」「認2108012018」

### 3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和5年4月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

### 4 処分等理由

労働基準法(昭和22年法律第49号)違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号(技能実習法第10条第9号)及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：森工業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 森野 祥伍
- (3) 所在地：東京都新宿区西落合 3 丁目 7 ー 3 岩崎マンション 101

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3 件）

令和 2 年 1 月 17 日認定「認 1904074388」「認 1904074389」「認 1904074390」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 4 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：雄輝工業有限会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 小澤 達雄
- (3) 所在地：広島県福山市松永町三丁目 16 番 27－1 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8 件）

- 令和元年10月11日認定「認1909012576」「認1909012577」  
令和2年10月1日認定「認2009009145」「認2009009146」  
令和3年2月10日認定「認2009016723」「認2009016724」  
同年10月20日認定「変認2109000628」「変認2109000629」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 5 年 4 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。